

令和 8 年度

県単河川維持工事（大津川河道掘削工）

一級河川利根川水系 大津川

柏市 戸張 外

特記仕様書

千葉県柏土木事務所

# 第1章 総 則

## 第1条 適 用

1. 本特記仕様書は、千葉県が発注する「県単河川維持工事」に適用する。
2. 本工事の施工にあたり、「千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月改定）」（以下「共通仕様書」という）を本工事の施工に適用する。  
本特記仕様書に記載なき事項については、共通仕様書による他「日本工業規格」等の諸基準規格によるものとする。
3. 工事書類の作成及び提出にあたっては、千葉県が定める「土木工事書類作成マニュアル」（令和 7 年 4 月）に基づいて行うこととする。
4. 本仕様書及び本契約書等に明記されていない仕様がある時は、発注者と受注者協議の上決めるものとする。
5. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和 7 年 10 月改訂）によるものとする。

## 第2条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準(令和 7 年 10 月改定)(以下「管理基準」という。)によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県写真管理基準によるものとする。

## 第3条 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

## 第4条 工 期

1. 工期は、契約の翌日より 180 日間とする。  
なお、工期には、施工に必要な実日数（実労働数）以外に以下の事項を見込んでいる。

|                                                              |       |
|--------------------------------------------------------------|-------|
| 準備期間                                                         | 40 日間 |
| 後片付け期間                                                       | 20 日間 |
| 雨休率<br>※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数<br>雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数 | 0.78  |
| その他の不稼働日                                                     | 該当なし  |

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：42 日間／年間
- ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数:3 日間／年間  
（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

(過去5か年(2018年11月～2023年10月)の気象庁(千葉特別地域観測所)及び環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

## 第5条 交通安全管理

1. 受注者は工事の施工にあたり、次項を遵守するものとする。
  - (1) 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は、常時2名以上とし、仮置き場までの運搬作業時は追加で1名計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

| 工種          | 作業区分 | 編成人員(人/箇所・日) | 備考     |
|-------------|------|--------------|--------|
| 仮置き場運搬以外の工種 | 昼間作業 | 2人(交通誘導員B)   | 交代要員無し |
| 仮置き場運搬      | 昼間作業 | 1人(交通誘導員B)   | 交代要員無し |

- (2) 工事予告等を十分に行い、渋滞等、交通への影響を最小限に抑えるようにするとともに関係者とのトラブルがないようにすること。

## 第2章 材 料

### 第6条 材料の確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

### 第7条 加熱アスファルト混合物

加熱アスファルト混合物の規格は下表を標準とする。

| 混合物の種類 | 最大粒径<br>(mm) | 溶融スラグ混入<br>率(%) | 適 用            |
|--------|--------------|-----------------|----------------|
| 開粒度 As | 13           | —               | 透水性舗装 歩道<br>表層 |

## 第3章 施 工

### 第8条 一般施工

1. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、ISO 規格に準拠した操作方式である標準操作方式の建設機械を使用すること。
2. 施工計画・安全対策等を十分に検討し、関係機関及び関係者との連絡調整を密に行い、工程の把握に努め、遅延が生じないように施工すること。

### 第9条 管理用通路修繕

管理用通路修繕の位置は、監督員の立ち合いの上、協議し決定するものとする。

## 第4章 建設副産物

### 第10条 建設リサイクル法

1. 適正な措置
  - (1) 本工事は、「建設工事に係る再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
  - (2) 受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第 18 条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
    - ① 再資源化等が完了した年月日
    - ② 再資源化した施設の名称及び所在地
    - ③ 再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。
2. 請負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項
  - (1) 建設リサイクル法第 12 条に基づき、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこと。
  - (2) 説明書の提出は、契約に先立って行うこと。
  - (3) 説明書は施工計画書に添付すること。

## 第11条 建設廃棄物

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び再生資源利用促進計画書を「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」により作成し、施工計画書に含め各一部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、データと出力した様式を各一部提出するとともに、これらの記録を工事関係後一年間保存しておくこと。

なお、「建設リサイクルデータ統合システム－COBRIS－」は、これを無償貸与する。

### ◎作成対象工事

請負金額1,000千円以上の全ての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無に関わらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (3) 建設副産物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設副産物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に1部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処理にあつては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として、複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提示すること。

## 第12条 処理及び搬出場所

本工事により発生する建設発生土および刈草、ゴミの運搬処理は以下のとおりとする。

- (1) 建設発生土

建設発生土は、柏市箕輪新田地先、片道運搬距離 2.5km の千葉県柏土木事務所管理用地の仮置き場へ搬出し、ばっ気するものとする。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

- (2) 刈草

刈草は、下記の処分先に契約後すぐに依頼するものとし、運搬及び処理について搬入基準に沿って実施すること。

（株）オールクリーン（印西市別所 1209-1）運搬距離：20.2km

- (3) 散財塵芥処理

除草を実施した範囲内において散在するゴミを回収し、下記の場所へ運搬し、ゴミの種類毎に分別して集積すること。

柏土木事務所（柏市柏 745）

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第13条 建設副産物

本工事により発生する建設廃棄物の運搬・処理は以下のとおりとする。

#### (1) アスファルト殻

アスファルト殻は、片道運搬距離4.5kmの東京石油興業㈱ 中間処理センター（千葉県柏市風早1-5-1）に運搬し、処理するものとする。

#### (2) 舗装版切削排水

舗装版切削排水は、片道運搬距離18.6kmの千葉丸辰道路㈱八千代工場（八千代市吉橋1075-9）に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第14条 流用土

本工事の土のうに使用する流用土については、柏市箕輪新田地先の柏土木事務所管理用地から搬入するものとする。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

## 第5章 その他

### 第15条 理技術者の専任の緩和

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の既定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
  - （１） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を選任で配置すること。
  - （２） 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - （３） 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - （４） 同一の特例監理技術者補佐が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
  - （５） 特例監理技術者が兼務できる工事は柏市、鎌ヶ谷市の工事でなければならない。
  - （６） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - （７） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - （８） 監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。
- 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、前項第（１）～（８）の事項について確認できる書類を提出すること。
- 3 本工事において特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

### 第16条 その他

工事施工中に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と連絡協議の上、適切な処置をするものとする。なお、いかなる理由においても、事後承諾は一切認めない。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

| 条      | 条 目                             | 適用(不要項目に二重取消線)                                               |
|--------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第2-1条  | 電子納品                            | ・該当する(副本登録する)<br><del>・該当する(副本登録しない)</del>                   |
| 第2-2条  | 工事監督支援業務の担当技術者                  | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-3条  | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) | ・該当する<br><del>・該当しない</del>                                   |
| 第2-4条  | 難工事の指定                          | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-5条  | 「三者会議」の実施                       | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-6条  | 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事          | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |
| 第2-7条  | 快適トイレ                           | ・該当する<br><del>・該当しない</del>                                   |
| 第2-8条  | 週休2日制適用工事                       | ・現場閉所による週休2日工事<br><del>・週休2日交替制工事</del><br><del>・該当しない</del> |
| 第2-9条  | 遠隔臨場                            | <del>・発注者指定型</del><br>・発注者指定型以外<br><del>・該当しない</del>         |
| 第2-10条 | I C T活用工事<br>※右表に対象工種を記載        | ・該当する<br>対象工種:土工<br><del>・該当しない</del>                        |
| 第2-11条 | 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等   | <del>・該当する</del><br>・該当しない                                   |